

令和6年度 鳥取県立厚生病院

会計年度任用職員（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）採用試験募集案内

◆鳥取県立厚生病院事務局総務課総務担当◆

〒682-0804 倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院外来・中央診療棟4階事務室

電話(0858-22-8181) <https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格発表日

受付期間	随時 ◎持参、郵送どちらでも申込みができます。 ◎持参による場合の受付時間 8:30~17:00 (土・日曜日、祝日は受け付けておりません。)
試験日時	面接試験 随時 ◎個別に日時を調整します。
試験会場	鳥取県立厚生病院 外来・中央診療棟5階会議室（倉吉市東昭和町150）
合格発表日	面接試験日から概ね1週間後（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・勤務場所

職種	採用予定者数	職務内容	勤務場所
理学療法士	いずれか	リハビリテーション室でのリハビリテーション業務	鳥取県立厚生病院
作業療法士	1名程度		
言語聴覚士			

※採用予定者数は、今後変更になる場合があります。

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条に規定する理学療法士免許若しくは作業療法士免許又は言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第3条に規定する言語聴覚士免許を有する人が対象です。
- (3) 地方公務員法第16条等に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用予定日の前日までにこの資格を取得する見込みの人限り受験できます。

4 試験内容

試験種目	配点	内容
面接試験	200点	個別面接による口述試験

5 任用期間

採用日から令和7年3月31日まで（更新制度あり）

6 勤務条件（予定）

給与	○報酬 月額 198,800円 ~ 225,500円 ※金額は、経験年数により変わります。また、この金額は、現段階における予定額ですので、制度改正または給与改定があった場合は、それにより変わる可能性があります。（以下の項目も同様）
----	--

	<p>○期末勤勉手当 期末手当 報酬の月額相当額の 2. 16 月分 (6 月 : 1. 08 月分、12 月期 : 1. 08 日分) 勤勉手当 勤務成績に応じて支給 ※ 在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例 : 令和 6 年 4 月 1 日採用の場合の割合 6 月期 100 分の 30、12 月期 100 分の 100)</p> <p>○通勤割増報酬(通勤手当) 通勤距離片道 2 キロ以上の条件を満たす場合に支給します。 ※ 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて 1 月当たり 55,000 円を限度とします。 自家用車等使用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額 1,600 円から 50,100 円までの範囲内で支給します。</p>
福 利	<p>地方職員共済組合(短期給付(医療費等))、厚生年金保険、雇用保険 ※ 厚生年金は、採用の日から 12 か月継続して任用された場合、13 か月目以降は地方職員共済組合への加入となります。 ※ 雇用保険への加入は、退職手当の支給対象となるまでの間の 6 か月間となります。</p>
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇(最大 1 年間に 10 日)が付与されます。 (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、夏季休暇、産前・産後(各 8 週)などの特別休暇等があります。</p>
勤務日及び勤務時間	原則として、月～金曜日の 8 時 15 分～17 時 00 分(休憩時間 60 分を含む)
任用の更新期間	<p>従事業務が翌年度も継続された場合に、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります。(採用日から最長 5 年まで) 5 年間雇用された人で引き続き採用を希望する場合は、再度採用試験を受けていただくことになります。</p>

7 受験申込手続

提出書類等	<u>採用試験申込書</u> <u>履歴書(市販のもの、写真を貼付すること。)</u> <u>理学療法士免許、作業療法士免許又は言語聴覚士免許の写し</u>
申込み先	鳥取県立厚生病院事務局総務課総務担当 〒682-0804 倉吉市東昭和町 150 (鳥取県立厚生病院外来・中央診療棟 4 階事務室) 電話 (0858) 22-8181

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

【申込書等提出書類の記載方法】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 すべての欄にもれなく正確に記入してください。
- 3 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。電話で連絡させていただく場合がありますので、携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。

8 合格者の決定方法

面接試験の得点が一定の水準を満たした方に決定します。

9 合格者の発表

受験者全員に試験結果を文書で通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第 19 条第 1 項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を提示してください。

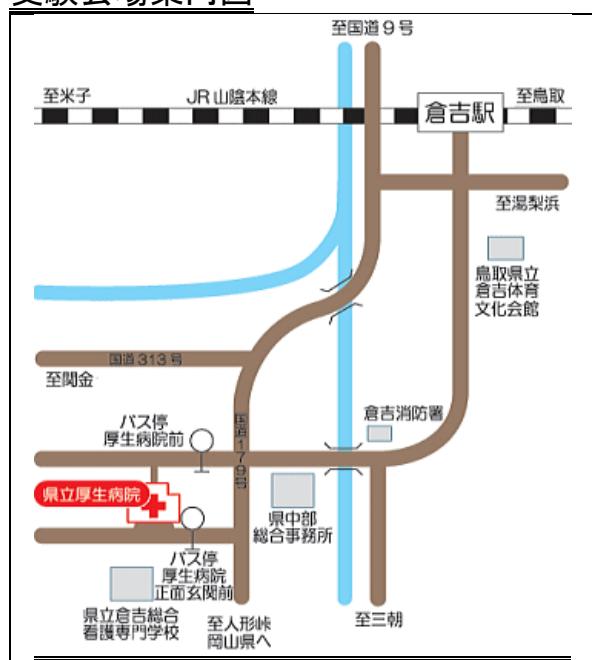
11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日の面接は、職員が呼び込みをしますので、会場外の待機席でお待ちください。
- (2) 受験の際は、受験者本人であることが確認できるもの（運転免許証等）を携帯してください。
- (3) 病院敷地内は禁煙です。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。

受験会場案内図



令和6年度 鳥取県立厚生病院 会計年度任用職員(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)採用試験申込書

ふりがな			
氏 名			
住 所	郵便番号 : 〒 一 住 所 :		
職 種	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士 ※申込する職種に○印をしてください。
受検資格 に関する 申 告	<p>私は、次の項目に該当するものが（ ありません ・ あります ）。</p> <p>※いずれかを丸で囲ってください。</p> <p>①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの事であること。</p> <p>②鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人であること。</p> <p>③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したこと。</p> <p>④地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者</p> <p>⑤日本国籍がなく、採用予定日の前日までに活動に制限のない在留の資格を取得する見込みがないこと。</p>		